津山市地域材利用新築住宅補助金確約書

　　年　　月　　日

津山市長　殿

　　　　　　　　　　　　　　（申込者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　現住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　（建築業者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名 ㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　（　　　　）　　　－

津山市　　　　　　　　　　番地の住宅建築に当たり，津山市地域材利用新築住宅補助金交付要領（以下「要領」という。）を遵守し，また，下記事項について確約します。

記

1　要領第２条に定める主要構造部材に地域産乾燥材（含水率２５％以下）を１０㎥以上使用します。

2　本住宅建築は国及び地方公共団体等が実施する事業における移転補償を受けていません。

3　補助金申請時に使用証明・納材証明，地域材使用材積に変更が生じる場合は、補助金額の変更に同意します。

4　地域材利用促進のための普及啓発に協力します。

5　現地調査（検査）の日程については，協力・調整します。

6　住宅工事完了後，速やかに当該住居に申込者自ら居住します。

7　これらが履行できない場合は，補助金の交付決定を取消すとともに，既に交付した補助金の全部又は一部を返還することに同意します。

注）建売住宅の場合，6及び7は該当しない。